

国保連合会だより



NO. 26-2
平成26年6月18日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

◎福祉医療費助成事業

こども医療費、母子家庭等医療費及び重度障害者（児）医療費の福祉医療費助成事業の保険医療機関等の請求事務に係る手数料につきましては、静岡県と静岡県国保連合会との契約において、厚生労働大臣と静岡県国保連合会理事長との間で締結した原爆被爆者医療費の審査事務及び支払事務に関する委託契約に定める金額を準用されております。

このたび、原爆被爆者医療費に係る事務の契約単価が改定され、福祉医療費助成事業の保険医療機関等の請求事務に係る手数料が、次のとおり変更となりましたのでお知らせします。

（母子家庭等医療費において、訪問看護ステーション利用料は助成対象外）

保険医療機関等の請求事務に係る手数料

変更前	変更後
1件につき 100円44銭	1件につき <u>98円</u> (2円44銭引下げ)

◎平成26年3月診療分として、国保連合会に 平成26年4月に請求（提出）されたものから適用されております。（月遅れ請求分も含まれます。）